

国立市ホテル建築規制に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 旅館業法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市ホテル建築規制に関する条例の一部を改正する条例案

国立市ホテル建築規制に関する条例（平成18年6月国立市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第2項から第4項までに規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業」を「第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業」に改める。

付 則

この条例は、旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）の施行の日から施行する。